

## 社会福祉法人桜水会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人桜水会の役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 理事長を除く他の役員（理事・監事・評議員等）については、無報酬とする。

### (理事長の報酬)

第3条 理事長の給料の月額を、次の表とする。

区 分	給料の月額
理事長	100.000円

第4条 給料の支給日は、職員の例による。

第5条 理事長の報酬は、本人名義の預貯金口座へ振り込みの方法により、その全額を支払うものとする。

第6条 理事長の報酬の支給に関しこの規定に定めがない事項については、職員の例による。

### (改廃)

第7条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

1. この規則は、令和4年7月1日から施行する。